

## 帝国議会議事録（沖縄関係抄）

<解説>

返戸名 朝有

はじめに

本巻に掲載した帝国議会議事堂録の解説は、次の三点にしぼってこころみた。すなわち、砂糖消費税 酒類出港税 沖縄救済問題の三点である。

砂糖消費税をえらんだわけは、沖縄の近代産業経済史は砂糖を中心に転開した歴史であり、その興廃は直接券経済の浮沈にかかわった。酒類出港税は、沖縄の特殊な地位を税の面で表現したものとして、また、酒税が税額においたは砂糖消費税につぐ大きなものであったし、酒は首里の産業の大黒柱であったということである。この砂糖と酒の関する税法・税則の改正のたびに、その背後にある沖縄の動静がうかびあがる。また、沖縄救済問題は、王国時代から維新以後の、歴代政府の収奪の結果、必然的に沖縄が陥らざるをえなかった経済破綻—“ソテツ地獄”に対する対応策として重要だからである。

### 一. 沖縄県酒類出港税

「沖縄県酒類出港税則」が公布されたのは、一八八八年（明治二十一）三月二十一日であり、施行されたのは同年十月一日であった。これは帝国議会開設前に制定・公布されたものであるから、その制定の背景、経過については本資料篇にはでてこない。この「税則」が沖縄近代史のなかにしめる意義は、その制定の背景、経過を省察することなしには十分把握することはできない。

そもそも、「出港税」という名の示すとおり、それは一国内における自然な移出入関係の概念からは考えられないものである。この「税則」が沖縄の特殊な歴史的背景・・・「旧慣温存」政策・・・のなかで、しかも鹿児島県の酒造家・商人の利益擁護の運動から発して、ついに制定されたという出自をもっていること。また、後述するように、この「税則」は、その制定の趣旨からいって、本土並みに「造石税」（酒造税）本県に実施された一九〇八年（明治四十一年）以後廃棄されるべきものであったが、一九一〇年分と一九二一～一九二四年間分の計五ヶ年分の未徴収があっただけで、その後もひきつづき徴収されたこと。これらの点に、同「税則」の歴史的意義をさぐるカギがかくされているようだ。

この「税則」の制定の背景・経過について詳しくみてみよう。一八八二年（明治十五）朝鮮に壬午事変が起こり、それを契機にして本格的な軍備拡張の計画が山県有朋らの主唱で実施にうつされたが、そのためには大巾な増税が必要であった。そこで、政府は地租の増徴と酒造税の税率をひきあげによる増収をもくろみ、朝野のごうごうたる反対を押し切って実現をみたものであった。

さて、当時、沖縄県は政府の「旧慣温存」政策下にあったから、右の（本土一般の）造石税は適用されず、それとは別ワケの「旧慣」による酒造税が依然としてあっただ

けである。これによって、本県に本土並みの造石税が適用されるまで、年々二～三千円という小額であった。この「旧慣」による酒造税は純然たる生産者税で、造石高や税率とは一切関係なく、米粟焼酎を醸造する者一軒につき一ヶ月銅銭百貫文（二円）、黍焼酎を醸造する者一軒につき一ヶ月銅銭一貫八百七十五文（三錢八厘）であった。（「沖縄県史 13」、五二五ページ。以下『県史』と略する。）したがって、商品として大量の焼酎（泡盛）を醸造する者にとって、これは軽微な税額といってよかった。前述のように、酒造税の大巾な増徴のあった他府県と、「旧慣」のままに据え置かれた本県との間には、生産コストに大きなひらきがあった。歴史的に沖縄と密接な関係にあり、新たな造石税に苦しむ鹿児島県の酒造家たちのうち、沖縄のこの有利な条件に目をつけるものたちがいた。彼らは沖縄に米（原料）をもちこみ、本県で低コストで生産された泡盛は、鹿児島県に逆移出され、鹿児島県の焼酎を圧倒した。

その直接の被害者たる鹿児島県酒造営業人鮫嶋弥右衛門外十二名は、明治十七年五月十四日、連署して同県令渡辺千秋に対して営業保護の嘆願書を出した。そのなかで、彼らは「薩摩高城両郡の焼酎と沖縄焼酎と造費比較表」（県史 15）、五二一ページ）という左のような表を示しつつ、つぎのように窮状を訴えた。

種目 地名	玄米	代金	鑑札税 一 期	造石税焼酎 凡七〇石余	運搬費	運賃焼酎 二六〇本	合計
高城郡 薩摩郡	百石	四百円	三〇円	三五〇円			七八〇円
沖縄	百石	四百円			三〇円	三九円	四六九円

「明治十四年度に右に郡の焼酎造人は凡四十余名ありて醸造高も凡二千石余に及び此石高を売却し終りたるは同年十月比なりしも翌十五年度は醸造人の数凡三拾余名に減し醸造高は凡そ千八百石余にして十六年度に至て猶を夥多の石高は売捌けず持貯へ居れり是れ全く十六年度沖縄県より輸入したる焼酎は凡二万一本平均二斗二升此高四千四百石の内地に濫入暴売を逞ふしたる影響より来る所の妨害にして正業者何に依て営業を維持し得けんや」（上書五二二ページ）と。かく窮状を訴えたのち、彼らは、その「無税酒の暴売」を防ぐため、「沖縄県酒類の内地に渡りて濫りに正業者にあらざる者の売買に係わることなく酒類営業免許者に限り之を売買するを得るの特別なる御制規を設けられ其受売石数の税則に依り課税せられ内地に在ては無税酒なく又蹂 すること無からしめこと」（上書五二三ページ）を期す特別の御制法を設けるよう求めた。

これを受けた鹿児島県は、同月二十四日にさっそく政府（大蔵卿松方正義---鹿児島出身）にとりついた。その中では、その防止策として輸入税方式が考えられていたが、大蔵卿 太政大臣上申の段階（同年九月三日）で、「（沖縄県から）酒類の出港に相当の税を課し内地酒類の価値と粗其権衡を得せしめる」（上書五一八ページ）という出港税方式がすでにかたまっていた。かくて、明治十七年十一月十二日に「沖縄県酒類出港税則」の骨子はほとんどできあがって正式に制定、公布されたのは四年も経過した明治二十一年になってからであった。おもうに、この頃ちょうど、「秩祿公債処分」の

延期や徴兵令の施行延期などがあり、当時の岩村、西村両県令に反動政をとらしめた明治政府の特別な配慮があつてのことだろう。

一八八八年（明治二十一）、「沖縄県酒類出港税則」は勅令第十二号として制定された。同税則は十一ヶ条からなるものであったが、それによると、沖縄県より酒類を他府県へ「輸出」するときには、出港税として酒類一石に付金三円が賦課され（第一条）、その徴収のために那覇港に船改所を設置した（第二条）、第三条は荷主の、第四条は船長の義務について規定し、第六・七・八・九・十条は罰則である。また、この「税則」は明治二十一年十月一日より施行するということになった。（第十一条）そして、同年七月七日には、「沖縄県酒類出港税則施行細則」が定められた。

さて、このようにして制定された「税則」は、それ以後国会でどのようにとりあつかわれたのであろうか。それについてみてみよう。まず、政府は一八九六年（明治二十九）一月十一日、第六議會（衆議院）に「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」を提出した。改正の力所は第一条についてであった。従来、出港の際課税の対象とされたものが単に「酒類」とされていたが、今度、それを二種に分類し、それぞれ税率をきめようというのである。この政府提出の「改正法律案」の提出理由は、政府委員目賀田種太郎の答弁によるとつぎのとおりである。「沖縄県には未だ此酒造税則（本土一般施行）を行なつて居りません、それ故に沖縄県から来る所の清酒に就いては従来より出港税を課せられて居りますから、此内地の税率の上がると共に出港税を上げることを必要としたのであります」（本資料篇三二ページ）と。その後、本土の「酒造税則」の改正のたびごとに「出港税」額も改正されたのである。（例えば、同八・一四ページ）。

ところで、この政府原案に対するいくつかの修正意見が出された。そのなかで注目すべき意見として折田兼至議員は、出港税率を内地の酒造税率より一円さげるべきだとした。その理由は、北海道の場合が現にそうになっていること、政府委員が委員会に提出した参考書類によつてみると、「此の税率（政府原案の）であれば、沖縄県に於いては内地に比較し致して、百石の前に十六円何がしの損失に至ると云うことは、明かに此の参考書に掲げられてあるのであります」（同七ページ）ということである。これに対する明確な論駁もないまま、この意見はとおらずに、わずかに修正されただけで、ほぼ原案どおり衆議院では可決された。上のとおりである。

第一条 沖縄県に於て製造して他の地方に輸出する酒類には出港税を課す其酒類及税率左の如し

第一種	清酒	白酒	味淋	
				一石に付き 金六円
第二種	濁酒			一石に付き 金五円
第三種	酒精	焼酎		
				一石に付き 金七円

此の法律は明示二十九年十月一日より施行す

さて、この政府提出衆議院送付の「改正法律案」は同年三月十六日、貴族院に送付されたが、二十三日には無修正で可決された。これで「沖縄県酒類出港税」は實質上三円から七円に急増した。ちなみに、改正された明治二十九年の前後数年をとって累計比較してみると左のとおりである。

年度	出港税（年額）円
明治二十五	一二、三七九・九二六
二十六	一七、八三三・五二四
二十七	二五、一八五・九〇六
二十八	一九、八四七・五七一
二十九	三五、一九八・八七二（「改正」の年）
三十	五六、八三一・一五九
三十一	七二、六一五・六六三
三十二	八一、五七一・九五六
三十三	一五六、八三三・五六七（「改正」の年）

税率改正による「出港税」額の急増は数字にはっきりとあらわれている。

日本は日清戦争で勝利し、朝鮮から清国の政治的、経済的勢力を駆逐し、そこに自己の独占的優位性を確立して、いよいよ大陸侵略に本格的にのり出そうとした矢先、ロシアを先頭とする三国干渉という列強の厚い壁にはばまれた。とくに、満州に不拔の地歩をたもち、朝鮮にも食指をうごかそうというロシアは、次の日本の仮想敵国としてクローズアップしてきた。そうしたロシアに対抗するため、未熟な産業しかもたない若い資本主義国日本にとって、軍備拡張のことは焦眉の急務として歴代内閣によってとりくまれた。それは必然的に増税計画となり、議会に提出されることになる。

そのようななかで、第三次伊藤内閣は地租増徴案とともに、「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」を提出したが、自由、進歩両党およびその他の諸派の烈しい反対に遭い、結局衆議院を解散した。ちなみに、その案は、「金六円」を「金九円」に、「金五円」を「金八円」に、「金七円」を「金十円」という大巾な増徴計画であった。

また、一八九八年（明治三十一）十二月八日、第二次山県内閣も「沖縄県酒類出港税即中改正法律案」を提出した。これは、さきに伊藤内閣が提出して失敗した増徴案よりもさらに大巾なものであったが、両院を通過したものと思われる。・・というのは、この改正法律案が両院を通過したかどうかは、帝国議会誌では分明しないが、明治三十四年四月一日に「出港税則改正法律案」が議会に提出されたことに関し、「琉球新報」が「沖縄県酒類出港税則本年一月を以て改正せられ同時に従前の税率は増加して一石十三円を賦課せられる」（『県史 16』二六八ページ）と報じているが、この十三円は今回提出の税率と符号するからである。

この七円から十三円に「改正」された大增税法は翌月一月一日から施行された。この苛法にあい、前年度にくらべ移出石数は頓に減少した（上書一六〇ページ）が、次のように明治三十二年度を境にして「出港税」額は伸びている。（上段の累年比較参照）

一方では、このような苛法に対して、密輸で対抗している。「本軒下各港湾に於て津口手形を願ひ出て出船する船舶は概して数石の焼酎を積入れて各間切向きとして出船すといえども其実際は大島郡字検方又は徳之島に向け焼酎の商業をなすもの多かりし而して該船舶より密輸する焼酎は年々数千石余を下らず悉く該島に於て売却し尽せりと」(『県史 16』一六一ページ)と報じている。この泡盛密輸に関する記事は、局書二六二ページにも詳しい。

明治三十四年一月二十九日、第四次伊藤内閣は、北清事変費(派兵軍の駐留費その他)、海軍拡張費、その他の事業費に充当するため、酒税、砂糖税、関税のひきあげ、葉煙草専売率のひきあげを第十五議会に提出した。そのなかに、「沖縄県酒類出港税中改正法律案」があった。

今回の「改正法律案」のなかで、沖縄の有識者および酒造家を恐怖せしめたのは、第二項の、税率の決定の仕方にあった。その種の規定はすでにさきの第二次山県内閣が提出した「改正法律案」にもあったが、その法案の税率決定の基準(五〇度以上一後出)では本県の泡盛にはあまり影響がなかったとおもわれる。

ところが今回の「改正法律案」では、まず「第二種焼酎一石に付金十六円」と規定し、その第二項に、「摂氏検温器十五度の時に於て原容量百分中純酒精の容量第二種に在りては四十を超えるものは前項の割合に依らず(=一石に付き金十六円ではなく)一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に金七十五銭の割合を以て酒類の石数に依り出港税を課す」とつけ加えられた。上の第二項による計算を結論的に演れば、沖縄の泡盛が平均四十五度であるから、 $45 \text{度} \times 0.75 = 33.75 \text{円}$ となり、一石に付き三三円七五銭の税率となるわけである。事実、政府はこの計算にもとづいて予算案を組んでいた(『県史』二八五～六ページ)

これに対し、琉球新報社を急先峰として沖縄の泡盛業者側に大反対の声があがり、陳状委員として首里区会議員の真境名安宏、焼酎営業総代城間宏の両名を上京せしめた。彼らは在京中の奈良原知事、岸本参事官、護得久朝惟らと連絡をとり政府接渉をつづけた。また彼らは、鹿児島県代表とも提携して事にあたった。

これらの増税案は、参議院では政友会、憲政本党の支持を得て一部修正されて容易に通過したが、これがひとたび貴族院に送付されると、委員会でわずか一回の審議をおこなっただけで全部否決されてしまった。政友会総会として衆議院では絶対の支持勢力をもつ伊藤首相も、陰然たる実力者の山県をバックに官僚派の拠点の観があった貴族院には歯がたたなかった。かくて、貴族院通過の見とおしがきわめて暗いことを苦慮した伊藤は、最後の手段として勅語にすがり、やっとこれを通過させることができた。

もとより北海事変費や海軍拡張費の支出に反対ではない貴族院は、勅語の前に完全に屈服したわけである。それにしても、ほとんど全会一致を以って政府案を一蹴した彼らが、「此度の勅語に対し奉って我々又何をか申すことがありませんか唯謹んで大命を奉じて本案の速に可決することを努める外はないと思います。就きましては委員

会に於ては全会一致を以って衆議院送付の通全部可決すべきものと議決致しましてございませう」と委員会報告をし、これは貴族院を通過した。

結局、政府原案のうち修正されたのは、「第二種焼酎酒精一石金十三円」が、「第二種焼酎一石に付金十六円」になったことと、第一条第二項の「第二種に在りては四十を超えるもの」が、「四十五を超えるもの」となった点である。この重大な修正にあずかって力のあったものは鹿児島県選出の和泉邦彦代議士であった。なおこれを感謝し勞をねぎらうため、護得久らは、和泉氏の外鹿児島県代議士長谷場純孝、同鮫島相政、同有馬要介、同有村連、同林元俊、同佐藤通代、宮崎県代議士津野常、同小林乾一郎、栃木県代議士田中正造外2名を招待して懇親会を催した。

それにしても四十五度以下の泡盛が十三円から十六円あがったが、これもけっして少ない額ではなかろう。酒税が租税収入に占める位置は明治二十六年度の二四パーセントから三十五度には三十六パーセントとなって、地租をしのいで租税収入中最大の財源となっていた（『大蔵省百年史』一七六ページ）。

一九〇四年（明治三十七）年二月、日露戦争がはじまり、政府はその財政的うらづけのために、同年三月二十七日、非常特別税法その他と「沖縄県種類出港税中改正法律案」を第二十議会に提出した。

日露戦争になるや、各政党間と政府との政治的休戦状態になり、この第二十議会においては、諸政派は政府の戦争遂行に全面的に協力することになった。従って、これらの法案はわずかに修正されて衆議院を通過した。貴族院にいたっては、「帝国の浮沈興亡に関する非常特別の場合には此非常特別の重税も亦辞する事は出来ませう既に已を得ない次第であります依って委員一同も此意を体しまして全会一致を以て此十二案を悉く一字一句一厘一毛を変ぜず見事に原案通知即ち衆議院修正通り通過いたしました」（特別委員長子爵曾我祐準、本資料篇一三九ページ）と報告している。

この「非常特別税」の成立により、「出港税」に左のとおり附加税が課された。

沖縄県酒類出港税則第一条第一項に依り課税すべき酒類 一石に付金五十銭

同項第二項に依り課税すべき酒類

一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に金二銭五厘

これにより、第一条第一項の税率は一石につき金十六円五十銭、同第二項の税率は七七銭五厘ということになった。

また、「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」は税率に関するものでなく、字句の挿入や削除に関するものであった。

同年十二月にも、「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」が議会に提出され、その承認を得た。これ大巾な増税案で、この外にも地租と砂糖消費税の増税が含まれていた。この増税計画はあまりにも大きかったので、沖縄では大混乱におちいった。「琉球新報」は、これを「悪税」ときめつけ、「如何に戦時なればとて南海一県の利害を顧みるの余裕なしとは仰も合点行かざることならずや」（明治三十七年十二月一日）などと、連日のように当局を論難する記事をのせている。

その「改正」された点は左のとおりである。

第一条 沖縄県内に於て製造したる酒精、濁酒、白酒味淋又は焼酎を帝国内の他の地方へ移出するときは旅客の携帯品たると否とを問わず其の石数に応じ酒造税法第四条の税率に依り出港税を課す

これが議会を通過して、「出港税」の租税は左のとおりとなった。

	現税率	改正率
三十度以下	十六・五〇 <sup>円</sup>	十七・〇〇 <sup>円</sup>
三十五度以下	十六・五〇	二二・〇〇
四十度以下	十六・五〇	二七・〇〇
四十五度以下	十六・五〇	三二・〇〇

(『琉球新報』明治三十七年十一月二十一日)

これは、アルコールの度数によって税率をきめるやりかたで、これによれば、度数の低い清酒はほとんど税率の影響をうけていない。それにひきかえ、泡盛の場合には深刻な打撃を受けた。「本県の泡盛が多少の利を見るは強度即ち四十五度の品を輸出するにありて四十度以下となれば実際引ぬ」『県史 16』六〇九ページ)と法網と商品価値の板ばさみに苦しんだ。「琉球新報」では、「其裏面には清酒を保護する魂胆あるか如し」(前同)と見ていたが、この増税案成立のためにはたらいた内地の大酒造資本の策謀をなじった。

さて、一九〇八年(明治四十一年)三月、第二十四議会において、本県にもいよいよ酒造税(これの本県への適用ができなかった代りに、「出港税」が課された)が課されるようになった。ただし、その額は当面、「第四条に依る造石税の三分の二」であった。そして、この新課税額に対応して、「出港税」率にも変更が加えられた。すなわち、従来の「出港税」率の三分の二に減ぜられた。こうして、以後二本だての酒税が本県に課されることになった。この関係については、これらの法案を審議した貴族院の特別委員長伯爵正親町実正の委員会報告で簡潔にのべられている。「酒税法と云うものは是まで無かったのであります。併しながら内地の酒造税が段々増徴になりまして、之に従いましては矢張り此沖縄県等よりも密輸入等が段々盛になって、取締りの上にも甚だ困難を来たすのみならず、又一にはそれが為に酒造家が迷惑を蒙ると云うことが生じて参ったに付きまして、此際此地方に於いても取締りの必要が生じて参った、併しながら今日まで無税であったものが一躍内地同様の税を課すると云うことは、余り突飛の事であって、苦痛を感ずることであるに依って、先ず当分の間はおよそ内地の三分の一くらいを課して置いた方が適當であろう、而して漸次増税をして行くと云う順序を取って行くが宜いと云う趣意でございます」(本資料篇一四三ページ)と、また、この酒税法が部分的に本県に適用されたかわりに、従来の「旧慣」による酒税法は、明治四十年から廃止された。

酒税（「出港税」、酒造税）と泡盛の県外輸出高との関係を見てみよう。

年度	県外輸出高	酒税
明治 三一	九、八五六石	七五、五六二・一一九 <sup>円</sup>
三二	六、二七四	八四、六一二・四〇九
三三	一二、〇六四	一五九、九四六・〇二三
三四	八、〇七五	一二〇、七四二・八七二
三五	一一、六二一	一八八、七二一・四二〇
三六	一九、一四六	三〇八、八九〇・〇九〇
三七	二七、二〇五	四六八、三四三・四〇〇
三八	一九、〇七四	—————
三九	一八、八七九	—————
四〇	二〇、五二四	五一三、一〇一・一〇〇
四一	五、九〇八	一八九、〇一八・七〇〇
四二	五、三四八	四〇一、〇三三・三八〇
四三	三、〇一二	三四九、一〇四・〇一〇
四四	三、二〇七	三七四、九五四・五二〇
大正 一	一、六三四	三四七、五六八・〇〇〇
二	三、一三八	四五五、四一八・〇〇〇
三	一、五五八	—————

（表中は、県外輸出高は『県史 17』六三五ページ 酒造額は『県史 20』より、なお三七年度までは、「出港税」額と「旧慣」による酒造税を合計したもの、40年度は「出港税」のみ、四三年度は酒造税のみ、他は酒造税と「出港税」の合計である）

上の表に見られるように、酒造税が本県に適用された結果、移出高が激減し、増すべきはずの酒税も皮肉なことにかえて前年にくらべ、三〇万円以上も減じている。この増税のために、本県下の酒造業がいかに大打撃を受けたかを示すものである。